

海技士身体検査基準表

<p>疾病及び身体機能の障害の有無</p>	<p>聴力</p>	<p>色覚</p>	<p>視力（五メートルの距離で万国視力表による。）</p>
<p>心臓疾患、視覚機能の障害、精神の機能の障害、言語機能の障害、運動機能の障害その他の疾病又は身体機能の障害により船舶職員としての職務に支障をきたさないと認められること。</p>	<p>五メートル以上の距離で話声語を弁別できること。</p>	<p>船舶職員としての職務に支障をきたすおそれのある色覚の異常がないこと。</p>	<p>一 海技士（航海）の資格に視力（矯正視力を含む。以下この欄において同じ。）が両眼共に0・五以上であること。 二 海技士（機関）の資格に視力が両眼で0・四以上であること。 三 海技士（通信）又は海技士（電子通信）の資格に視力が両眼共に0・四以上であること。</p>